

労務管理講習会

労基法改正と労務管理の実務

～ 働き方改革関連法に対応した労務管理を推進しましょう ～

主催 (一社) 三田労働基準協会
渋谷労働基準協会 (幹事) (一社) 大田労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会 (一社) 新宿労働基準協会
(一社) 池袋労働基準協会

近年の勤労に対する意識の変革で、法令に沿った適切な労務管理は、優秀な人材を確保し、勤労意欲を向上させるためにより重要な要素になりました。一方で、時間外労働の上限規制、年次有給休暇付与の義務化、中小企業の時間外労働割増賃金率の引き上げ等を盛り込んだ改正法が施行となり、制度はますます複雑化しています。

本講習会では法改正点を中心に労務管理の基礎的な内容をまとめました。最新の法改正を踏まえて労務管理を基礎から確認したいというご担当者様のご参加をお待ちしております。

1 日 時 2019年9月3日(火) 13:00~16:00 開場12:30

2 場 所 野村證券株式会社渋谷支店 5階セミナーホール (裏面地図参照)

3 内 容

- ◆労働時間の定義と管理
- ◆労働時間の適正な把握に関するガイドライン
- ◆休憩・休日・年次有給休暇
- ◆高度プロフェッショナル制度
- ◆変形労働時間制
- ◆みなし労働時間制
- ◆時間外労働・休日労働の上限規制
- ◆割増賃金の支払い

4 講 師 社会保険労務士 高橋 克郎 氏

5 定 員 80名(先着順)

6 参加費 当協会の会員は、4,000円、非会員は、6,000円(資料代、消費税含む)

7 申込方法等

- ①参加申込：裏面「申込書」により当協会あてFax(03-3451-7692)してください。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「参加票」として申込担当者にFaxいたします。(申込書に必ずFax番号をご記入ください)。
参加費は、参加票到着後2週間以内に(到着から8月27日まで2週間ない場合は8月27日まで)に次の銀行口座にお振込みください。(振込手数料はご負担願います)

・銀行名：三菱UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通口座 0397963

・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 ・住所：港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入してください(例 0903 〇〇カイシャ)

- ③受講の取消：8月27日までの取消しは、参加費を全額返金いたします。(振込手数料はご負担願います。)それ以降の取消しは返金できませんので予めご承知おきください。
- ④参加者は、Faxされた参加票を当日お持ちになり、受付に提出してください。

8 問合先：一般社団法人三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692